

美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想

平成 30 年 3 月
秋田県美郷町

目 次

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想の策定について | |
| 1-1 最適化構想の策定に至る背景と目的 | 1 |
| 1-2 最適化構想の位置づけ | 2 |
| 1-3 最適化構想策定までの経緯 | 2 |
| 2. 美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想の内容について | |
| 2-1 最適化構想の基本方針 | 3 |
| 2-2 最適化構想の対象範囲 | 4 |
| 2-3 施設分類ごとの調査・評価内容等設定書 | 6 |
| 3. 最適化構想の運用等について | |
| 3-1 個別施設ごとの調査・評価・検討の実施（平成 30～31 年度） | 7 |
| 3-2 公共施設等最適化実施計画書の策定（平成 30～31 年度） | 7 |
| 3-3 個別実施計画の策定（平成 30～31 年度） | 7 |
| 3-4 各計画書の運用について（平成 32～38 年度） | 7 |

1. 美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想の策定について

1-1 最適化構想策定に至る背景と目的

(背景)

①公共施設等の管理に関する課題

町では平成29年3月に、限られた財源の中で公共施設等を将来にわたって適切に管理していくため、平成29年度から平成38年度までの10年間の計画期間とした「美郷町公共施設等総合管理計画」を策定しました。その計画書の中で公共施設等の管理に関する課題を以下のとおり提起しています。

【公共施設の管理に関する課題】

| 課題項目 | 課題内容 |
|------------|--|
| 人口に関する課題 | ・減少を続ける人口に対する施設保有量の適正化。 ・年齢構成の変化に伴う公共施設ニーズへの対応。 |
| 財源に関する課題 | ・公共施設等の維持管理・更新等に係る財源の確保。 ・少子高齢化等に伴う扶助費等社会保障費の増加。 ・人口減少に伴う税収等の減少。 |
| 建物に関する課題 | ・進行する老朽化（築30年以上が41%→10年後76%）。 |
| インフラに関する課題 | ・社会経済活動や地域生活の基盤としての必要性。 |

②公共施設等の更新等に係る費用の見通し

町が現在保有している公共施設等を今後も保有し続け維持管理していくと仮定した場合、施設に係る将来コストは40年間で約597億円、年平均で約15億円となり、従来水準の2倍以上になると推計されています。また、インフラに関しても40年間で約707億円、年平均で約18億円となり従来水準の約2倍になると推計されています。このことから将来の財政負担増加は避けられない見通しとなっています。

【一般会計歳入予算額に占める割合 ※平成29年度当初予算】

| 項目 | 金額 | 施設に係る将来コスト | | インフラに係る将来コスト | |
|-----------|----------|------------|-------|--------------|-------|
| | | 年平均額 | 割合 | 年平均額 | 割合 |
| 一般会計歳入予算額 | 約108.4億円 | 約15億円 | 約14% | 約18億円 | 約17% |
| 上記のうち町税分 | 約13.8億円 | | 約109% | | 約130% |

③課題等に対する基本的認識

以上①及び②より、公共施設の維持管理においては、以下の基本認識を共有する必要があります。

“公共施設を現状のまま維持していくことは困難”

(目的)

限られた財源のなかで、必要な公共施設等を将来にわたり適切に維持管理していくため、個別施設ごとに調査を行い、その必要性や管理方法等について評価を行い、総合的に検討することで最適化を図っていくため「美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想（以下「最適化構想」という。）」を策定します。

※インフラに関しては、美郷町公共施設等総合管理計画で示された課題等に対応するため、既存計画等の見直しを図りながら推進することとします。

1-2 最適化構想の位置づけ

最適化構想は、「美郷町公共施設等総合管理計画」で提起している「課題解決に向けたポイント」の具現化を図るために必要な作業等を行っていくための基本ルールとして、公共施設等の調査や評価を実施していくうえでの視点（ポイント）や調査・評価項目等と、それらの結果から想定される最適化方針の選択肢を定めます。

【課題解決に向けたポイント】

- 施設保有量の適正化
→複合化、多機能化等による「保有量の適正化」
- 財政負担の軽減
→長寿命化と計画的な保全管理による「質の確保・財政負担の平準化」

1-3 最適化構想策定までの経緯

①内部検討委員会による検討

公共施設等を所管する担当課長等7名を構成員とする内部検討委員会を設置し、施設の調査・評価を行うための視点（ポイント）や、調査・評価項目等について、施設分類ごとの素案を検討しました。

②外部検討委員会からの意見聴取

施設の利用種団体等の代表者6名を構成員とする外部検討委員会を設置し、幅広い視点からの意見を聴取し、最適化構想の内容に反映しました。

【外部検討委員会における主な意見等】

- 最適化構想の在り方に関する事について
 - ・最適化構想策定にあたっては、施設の評価基準等をしっかり定める必要がある。
- 調査・評価項目等に関する事について
 - ・施設の評価を行うときは、施設に付帯されている防災機能の面についても併せて検討していく必要がある。
- 施設の在り方等を検討する際に必要な視点等について
 - ・施設の存廃等を検討するときは、機能の移転等を併せて提案する必要がある。
 - ・施設の存廃等を検討するときは、利用者の利便性にも配慮する必要がある。
 - ・施設の評価を行うときは、単に現状のみならず、利用方法や管理方法等を併せて検討していく必要がある。
 - ・同様の機能を有する施設についても、地域性等によって視点も違ってくることが想定されるため、その地域バランス等についても配慮していく必要がある。
 - ・利用率の低い施設については、廃止等を検討していく必要がある。
- 施設の維持管理経費等に関する事について
 - ・施設を維持していくための方法として施設の命名権の譲渡等についても検討していく必要がある。
 - ・地域に管理等をお願いしている施設については、その維持管理に要する経費の在り方についても併せて検討する必要がある。

2. 最適化構想の内容について

2-1 最適化構想の基本方針

①最適化構想の考え方

施設の維持管理費や施設保有量の適正化を図り、将来にわたり必要な施設を維持管理していくため、施設分類ごとに調査・評価項目等を設定して、個別施設ごとに調査・評価を実施するための指針とします。

②調査・評価項目等の設定

調査・評価項目を下表のとおり設定し、施設分類ごとに必要な項目を選択し、それに沿った調査・評価を個別施設ごとに実施します。

| 番号 | 調査・評価項目 | 調査・評価の視点 |
|----|--------------|---|
| ① | 公共（行政）利用 | ・各種事業開催等の目的で幅広い方に利用されているか。 ・行政目的での利用は想定しているか。等 |
| ② | 利用（営業）実態 | ・設置目的に沿った有効な利用や営業の実態となっているか。 ・利用者数や利用率は一定程度以上となっているか。等 |
| ③ | 総合計画等との一致 | ・町総合計画等との整合性がとれているか。 ・行政目的を達成するため等に必要な施設か。等 |
| ④ | 運営（経営）状態 | ・運営（経営）状況は適正か。 ・運営（経営）状況改善のための手段は想定できるか。等 |
| ⑤ | 行政サービス | ・行政サービスとして提供する理由（必要性）は認められるか。 ・行政サービスとしての提供を停止する場合の影響の大きさ。 |
| ⑥ | 防災機能 | ・防災上重要な施設かと、その機能の代替等の可否について。 |
| ⑦ | 近隣状況 | ・町内や近隣市等の同様施設を利用することは可能か。 ・施設廃止し近隣市等の施設利用を促す場合の影響の大きさ。 |
| ⑧ | 民間施設利用 | ・設置目的を達成するために民間施設の活用は可能か。 ・施設廃止し民間施設利用を促す場合の影響の大きさ。等 |
| ⑨ | 利用者属性 | ・利用者が一定程度限定され独占的に利用されている施設ではないか。 |
| ⑩ | 利用者意向 | ・利用者がその施設を必要としている度合の大きさ。 |
| ⑪ | 用途変更の可（有効利用） | ・施設を有効利用するための用途変更は可能か。 |
| ⑫ | 施設規模／能力 | ・施設の規模や能力は利用状況や稼働状況に対して適切か。 |
| ⑬ | 老朽化／耐震性能 | ・施設の老朽化対策の必要性や、耐震性能の有無。 ・施設に付随する設備等は良好な状態か。等 |

2-2 最適化構想の対象範囲

最適化構想の対象範囲は、インフラを除くすべての公共施設（建物及び公園等の敷地を含む。）とし、その施設分類は表①のとおりとするが、表②の施設分類については調査・評価の除外施設とし、施設の存続を図ることとします。

【表① 調査・評価対象】

| 施設分類 | 施設数 | 対象施設 |
|-------------------------------|-----|--|
| ○町民文化系／集会施設（中） | 9 | 鎌田・本館・六郷東根・金沢・飯詰・金沢西根・後三年・上畑屋・土崎コミュニティセンター |
| ○町民文化系／集会施設（小） | 20 | 大島会館、上鎌田集会所、中鎌田集会所、下鎌田集会所、外川原部落会館、関田児童館、作山児童館、沢目児童館、西琴児童館、田ノ尻児童館、旭町児童館、紀の国児童館、馬町児童館、新町児童館、西部児童館、八卦児童館、山本児童館、石神児童館、野際児童館、野荒町児童館 |
| ○社会教育系／社会教育施設 | 4 | 坂本東嶽邸、歴史民俗資料館、旧郷土資料館、学友館 |
| ○スポーツ・レクリエーション系 ／その他スポーツ施設 | 13 | サンプラザ千畑、大台野広場GG、北運動公園、武道館、屋内スポーツ館、自転車競技場、美郷町野球場、グリーンパーク、六郷東根運動広場、雁の里山本公園PG、カントリーパーク野球場、南運動公園、南野球場 |
| ○スポーツ・レクリエーション系 ／温泉施設 | 3 | 六郷温泉あつたか山、千畑温泉サン・アール、湯とびあ雁の里温泉 |
| ○産業系／直売等施設 | 5 | 紫織里、あつたか山直売所、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、道の駅直売所 |
| ○産業系／堆肥等処理施設 | 2 | 堆肥センター、アクティセンター |
| ○産業系／研修・交流施設 | 1 | 仏沢交流施設 |
| ○保健福祉系／老人福祉施設 | 2 | 老人福祉センター（湯とびあ雁の里温泉一部分、中央ふれあい館一部分） |
| ○行政系／他機関使用施設 | 2 | 中央行政センター、南行政センター |
| ○行政系／車庫施設 | 6 | 千畑格納庫、スクールバス車庫、南行政センター通園バス格納庫、仙南通園通学バス車庫、美郷福祉センター車庫、資材置場車庫 |
| ○行政系／消防施設 | 25 | 水防倉庫、第1～第14防災コミュニティセンター、防災資機材格納庫（丸森下、上野乙、八幡殿）、消防ポンプ庫置場（高野、高田）、消防用機械器具置場（天神堂、長束森、籠林、下萩沢、菅谷地） |
| ○公営住宅／木造・非木造 | 13 | あかつき、塚Ⅱ、塚、作山、野荒町、後三年、飯詰駅前、今泉、後三年駅前、上鎌田、安楽寺、熊野、小安門 |
| ○公園施設／各種公園施設 | 15 | 大台野、一丈木、仏沢、せせらぎ、平場の森、わくわく広場、あらしな、鴻尻、町民の森、かまくら畑、観光案内休憩広場、中央、雁の里山本公園、雁の里、カントリーパーク |
| ○公園施設／行政区公園施設 | 58 | 安楽寺、一本杉、大島、畑屋遊水地、野際遊水地、寺町親水、本堂城回、元本堂、土崎、安城寺、黒沢、大畑、湯竹、百目木、上畑屋、小荒川、下鎌田、明田地、沢目、作山、田ノ尻、本館、関田、二ツ柳、野際、元村、寺田、野荒町、谷地中、前郷、萩沢、後三年、上千間谷地、水上、上深井、菅谷内、笹巻、石町、今泉、百目木、下千間谷地、町田、長岡森、茨島、下前郷、石神、明田地、吉川、天神堂、新道、上中野町、谷地中、大久保、橋本、上萩沢、万願寺、四ツ谷・新田、扇田 |
| ○その他／旧学校施設 | 4 | 旧千畑中学校、旧六郷東根小学校、旧金沢小学校、旧仙南西小学校 |
| ○その他／公衆トイレ | 7 | 土崎地区公衆トイレ、本堂地区公衆トイレ、塚地区公衆トイレ、一丈木地区公衆トイレ、米町公衆トイレ、馬町公衆トイレ、ふれあい広場トイレ |
| ○その他／その他施設 | 9 | キャバコ清水東屋、大工馬洗清水東屋、千屋小学校前バス待合室、仏沢機械保管倉庫、旧千屋駐在所車庫、旧商工会、旧中央公園管理棟、旧陸上競技場、旧京野酒造（湧太郎内ホール） |
| 18分類 | 198 | |

【表② 調査・評価除外対象】

| 施設分類 | 調査・評価除外理由 |
|---|---|
| ○町民文化系／集会施設（大） （公民館、各ふれあいセンター、住民活動センター） | 公民館は町内唯一の施設であるためと、それ以外の施設については各地域の拠点施設として使用していること、さらに行政利用（避難所）していること等による。 |
| ○スポーツレクリエーション系／体育館施設 （総合体育館リリオス、北・中央・南体育館） | いきいきスポーツ健康の町宣言に基づいた利用や、大会誘致等で効果が見込まれる交流の場として利用されていること、さらに行政利用（避難所）していること等による。 |
| ○スポーツレクリエーション系／ 宿泊交流施設 （宿泊交流館ワクアス） | いきいきスポーツ健康の町宣言に基づいた利用や、大会誘致等で効果が見込まれる交流の場として利用されていること、さらに行政利用（避難所）していること等による。 |
| ○学校教育系／学校施設 （美郷中学校、千畑小学校、六郷小学校、仙南小学校） | 平成25年3月末までに、町内に7校あった小学校を3校に、3校あった中学校を1校に統合済で適切な規模であると判断できることによる。 |
| ○学校教育系／給食施設 （北・南学校給食センター） | 3施設あった施設のうち1施設を廃止、現在は南と北の給食センターで小中4校へ給食を提供しており、一定の集約が図られ適切な規模であると判断できることによる。 |
| ○学校教育系／認定こども園施設 （千畑なかよし園、六郷わくわく園、仙南すこやか園） | 小学校の学区ごとに各1施設配置され、施設規模等についても妥当であり、小学校へのスムーズな進学が可能であると考えられることによる。 |
| ○学校教育系／その他施設 （みさとこども館） | 学校施設に付随した施設で、学童保育（わくわく児童クラブ）の場として有効に活用されていることによる。 |
| ○保健福祉系／健康指導施設 （保健センター） | 町内唯一の施設であり行政利用の観点からも必要な施設であると判断できることによる。 |
| ○医療系／医療施設 （千畑クリニック、仙南診療所） | 六郷地区を除く千畑・仙南地区においては唯一の施設であり、地域医療サービス提供の場として必要な施設であると判断できることによる。 |
| ○行政系／行政事務所施設 （役場庁舎） | 町内唯一の施設であり、施設の規模も妥当と判断できることによる。 |
| ○行政系／除雪施設 （北・中央・南除雪センター） | 旧町村単位に除雪センターを配置しており、早朝除雪対応等が必要なことから現状が妥当と判断できることによる。 |
| ○公園系／墓地公園（墓地公園） | 利用者から永代使用料を徴収していることによる。 |
| ○その他／自転車置場 （後三年駅・飯詰駅自転車置場） | JR後三年駅と飯詰駅に設置している施設で、通勤通学等で駅を利用する方が多く利用しており、必要な施設だと判断できることによる。 |
| ○その他／古紙回収施設 （千畑・六郷中央・後三年古紙回収ステーション、古布回収倉庫） | ゴミ減量化対策において有効な施設であることによる。 |
| 34施設 | |

※調査・評価除外対象になっている施設分類に属する施設であっても、施設の機能集約等を検討するときは、必要に応じて調査・評価の対象とし、総合的に検討する場合があります。

2-3 施設分類ごとの調査・評価内容等設定書

施設分類ごとに設定する調査及び評価の項目や内容、また、その結果から想定される最適化構想の方針内容等については、以下の様式によることとし、施設分類ごとの設定書を別紙「施設分類別調査・評価内容等設定書」のとおり定めます。

【記載内容説明】

| 【施設分類／分類名】 | | | | | |
|--|---|---------|---|-----------|---|
| 【対象施設：○施設】 ※対象施設名を記載しています。 | | | | | |
| 1. 調査・評価の方針・ポイント ※施設分類毎に調査・評価を実施するにあたり、施設の性質等により重要なポイントが違ってくることから、それぞれの評価ポイントを設定し記載しています。 | | | | | |
| 2. 調査・評価の該当項目一覧 ※施設分類ごとに評価を実施する項目に○印を記載しています。 ※○印が記載されていない項目は調査・評価除外項目です。 | | | | | |
| ①公共（行政）利用 | ○ | ⑥防災機能 | ○ | ⑪用途変更 | ○ |
| ②利用（営業）実態 | ○ | ⑦近隣状況 | | ⑫施設規模・能力 | ○ |
| ③総合計画等との一致 | ○ | ⑧民間施設利用 | | ⑬老朽化・耐震性能 | ○ |
| ④運営（経営）状況 | | ⑨利用者属性 | ○ | | |
| ⑤行政サービス | ○ | ⑩利用者意向 | ○ | | |
| 3. 調査・評価の除外項目 ※1の調査・評価該当項目一覧で○印を付さなかった項目について、その理由を記載しています。 | | | | | |
| 4. 調査・評価の実施内容 ※1で調査・評価該当とした項目について、2の方針・ポイントをふまえたうえでの調査・評価実施内容を記載しています。 | | | | | |
| 5. 調査・評価結果から想定される最適化構想の方針内容 ※4で設定した調査・評価実施内容の結果から想定される最適化構想の方針内容を記載しています。 ※後出する個別施設ごとの最適化方針の決定においては、基本的にはこの欄に記載されている方針から選択されます。 | | | | | |
| A. 今後も施設を継続使用する。 →個別施設計画書を策定し施設の長寿命化を図る。 | | | | | |
| B. 一定期間後に再調査・再評価を実施する。 →再調査・再評価時には他施設の機能を集約した多機能施設化や、施設の用途変更・機能移転・存廃等を検討する。 | | | | | |
| C. 地域・民間等への譲渡等を検討する。 →地域ごとに配置されている施設等で、地域として今後も施設の利用意向があるときは、地域等への譲渡等を検討する。 →民間企業等への譲渡や貸出等の可能性があるときは、それらを検討する。 →現在の利用者において今後も施設の利用意向があるときは、利用者等への譲渡等を検討する。等 | | | | | |
| D. 今後は施設を使用しない。 →施設の用途変更・機能移転・存廃等を検討する。 | | | | | |

3. 最適化構想の運用等について

3-1 個別施設ごとの調査・評価・検討の実施（平成30～31年度）

①調査

個別施設の属する施設分類の調査方針と調査内容に基づき的確な調査を実施します。

②評価

調査結果を基に評価を行うこととし、評価項目ごとのウエイト配分は、施設の設置目的や性質等によって重要度が違ってくることから、個別に設定します。

③検討

評価結果や施設利用者の利便性等の事情を総合的に勘案し最適化の方針を検討することとします。

3-2 公共施設等最適化実施計画書の策定（平成30～31年度）

①策定目的

美郷町公共施設等総合管理計画で示された将来コストの圧縮を図ることを目的に策定します。

②位置づけ

各年度における公共施設等保有量の適正数量や必要コスト、公共施設等全体の在り方等を示す指針とします。

3-3 個別実施計画の策定（平成30～31年度）

①策定目的

公共施設等最適化実施計画に基づき、個別施設ごとに維持管理等に係る必要コストを把握し、それらの平準化を図ることと、個別施設ごとに、その在り方を検討していくことを目的に策定します。

②位置づけ

個別施設ごとに施設管理の在り方等を示す指針とします。

3-4 各計画書の運用について（平成32～38年度）

策定された公共施設等最適化実施計画書及び個別実施計画は、必要に応じて適宜修正等を加え、それに基づく施設管理を行っていくこととし、策定状況等によっては、運用の前倒しを可能とします。